

令和4年第1回尾鷲市議会定例会会議録

令和4年3月23日（水曜日）

○議事日程（第5号）

令和4年3月23日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第29号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第17号）の議決について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 3 議案第 3号 尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 5号 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 6号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7号 尾鷲市保育所条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 8号 尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 9号 尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 尾鷲市消防団条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について
- 日程第13 議案第13号 令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 日程第14 議案第14号 令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について
- 日程第15 議案第15号 令和4年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について
- 日程第16 議案第16号 令和4年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
- 日程第17 議案第17号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第16号）の議決について
- 日程第18 議案第18号 令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予

算（第3号）の議決について

- 日程第19 議案第19号 令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第3号）の議決について
- 日程第20 議案第20号 令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）
の議決について
- 日程第21 議案第21号 令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）
の議決について
- 日程第22 議案第22号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につい
て
- 日程第23 議案第23号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第24 議案第29号 令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第17号）の
議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第25 報告第3号 専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決
定）
- 日程第26 報告第4号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
（報告、質疑）
- 日程第27 発議第2号 尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について
（提案説明、質疑、討論、採決）

○出席議員（10名）

1番	南	靖久	議員	2番	小川	公明	議員
3番	濱中	佳芳子	議員	4番	西川	守哉	議員
5番	村田	幸隆	議員	6番	三鬼	和昭	議員
7番	内山	左和子	議員	8番	中村	レイ	議員
9番	中里	沙也加	議員	10番	仲	明	議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	加	藤	千	速	君
副	市	下	村	新	吾	君
会計管理者兼会計課長		平	山		始	君
政策調整課長		三	鬼		望	君
政策調整課参事		西	村	美	克	君
総務課長		竹	平	専	作	君
財政課長		岩	本		功	君
防災危機管理課長		尾	上	廣	宣	君
税務課長		仲		浩	紀	君
市民サービス課長		宇	利		崇	君
福祉保健課長		山	口	修	史	君
環境課長		吉	沢	道	夫	君
商工観光課長		森	本	眞	明	君
水産農林課長		芝	山	有	朋	君
水産農林課調整監		丸	茂	亮	太	君
建設課長		内	山	眞	杉	君
水道部長		神	保		崇	君
尾鷲総合病院事務長		佐	野	憲	司	君
尾鷲総合病院総務課長		高	浜	宏	之	君
教育長		出	口	隆	久	君
教育委員会教育総務課長		森	下	陽	之	君
教育委員会生涯学習課長		三	鬼	基	史	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監		植	前		健	君
監査委員		民	部	俊	治	君
監査委員事務局長		野	地	敬	史	君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高	芝	豊
事務局次長兼議事・調査係長	北	村	英之
議事・調査係書記	相	賀	智恵

〔開議 午前 9時59分〕

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、2番、小川公明議員、3番、濱中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第29号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第17号）の議決について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回追加議案として提案しております議案第29号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第17号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算書（第17号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万8,000円を追加し、これにより予算総額を117億1,529万7,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、今回の補正財源として13万8,000円を繰り入れるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費は、令和3年10月3日、尾鷲市清掃工場敷地内において発生した人身事故による損害賠償の額が決定したことから、賠償額13万8,000円を増額するものであります。

以上をもちまして、議案第29号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第17号）の議決について」の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで、暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開しますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前10時03分〕

〔再開 午前10時36分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」から日程第24、議案第29号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第17号）の議決について」までの計22議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました22議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔1番（南靖久議員）登壇〕

1番（南靖久議員） おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

私ども行政常任委員会に付託されました議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」、議案第4号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、議案第5号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第7号「尾鷲市保育所条例の一部改定について」、議案第8号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について」、議案第9号「尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について」、議案第10号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」、議案第11号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、議案第12号「令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第13号「令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第14号「令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第15号「令和4年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第16号「令和4年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第17号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第16号）の議決について」、議案第18号「令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第19号「令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第20号「令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第21号「令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第22号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、議案第23号「尾鷲市道路線の認定について」、そして、先ほど追加上程されました議案第29号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第17号）の議決について」、以上、条例関係9件、予算関係11件、指定管理者関連1件、市道路線の認定1件の計22議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

去る3月10日から17日及び本日の追加議案審査の計7日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係諸課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第3号から議案第11号までの条例関係9議案のうち、議案第3号から議案第9号及び議案第11号の8議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

また、議案第10号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号から議案第16号までの当初予算関連5議案のうち、議案第13号から議案第16号の計4議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第12号「令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましては、中村レイ委員から、おわせSEAモデル協議会負担金600万円の減額と尾鷲市体育文化会館耐震診断業務委託料1,059万6,000円及び耐震診断支援業務委託料71万円を減額する修正案が当委員会に提出されました。当該修正案に対する質疑におかれまして、おわせSEAモデルにつきましては、2018年5月に尾鷲市と株式会社中部電力で協定締結し、同年8月に協定締結の2者に加え、尾鷲商工会議所を含めた3者で協議会を発足されており、オブザーバーとして、三重県、三重大学に参画もしていただき、現在、S、E、Aの相互連携による集客交流人口の拡大と雇用の創出を図るため、産・官・学が一体となり取組を進めており、特に三重県におかれましては、SEAモデルの取組に、三重県南部活性化局として、東紀州活性化のため同協議会へ補助金という形で支援していただいている状況であり、この取組を、今、止めるべきではありません。

また、尾鷲市体育文化会館につきましては、バトミントンや卓球、バレーボールなどコロナ前で年間約2万2,000人利用していただいておりますが、雨漏りをはじめ老朽化が著しく、市民の皆様の御利用において、十分な対応が行われていない状況であり、災害避難場所にも指定されておらず、当委員会においても、体育館の耐震診断については再三要望し、ようやく国庫補助金もつき、予算化に至った経緯があるため、まずは耐震診断を実施した上で、体育館の今後の方向性について検討すべきであると、市長の見解が委員会にて示されております。

当委員会において、この修正案の採決を行った結果、可否同数となり、委員長において、委員会条例第17号の規定により否決すべきものと裁決し、次に、原

案について採決を行った結果、原案同様に議案第12号は可否同数となり、同委員会条例17条の規定により委員長にて可決すべきものと採決をいたしました。

次に、議案第17号から議案第21号及び議案第29号までの補正予算関係6議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号の指定管理者の指定に係る議案及び議案第23号の市道路線の認定に係る議案の計2議案につきましても、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告をいたします。

なお、議案第10号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、昨年の当委員会審査においても、県内14市の中で最も低い水準となっていることから、消防団員の報酬等の見直しについて検討が必要という意見があり、委員会としても要望した経緯がございますが、本市の人口減少や団員の高齢化に伴い、消防団員条例定数を260人から220人へ改正することにつきまして、自然災害が多発する中、財政的な面から定数を減らすことを危惧する意見も出されました。しかしながら、条例改正の中で、東紀州5市町の団員の手当等について、足並みをそろえていただいたことは、委員会として一定の評価に値するところであります。

今後においても、災害時の際には、5市町がより連携を密にし、一丸となって取り組んでいただきますよう、強く要望を致すところでもあります。

また、議案第15号「令和4年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」につきましては、長年の懸案事項でありました一時借入金につきまして、令和4年度予算においては解消をされておりますが、これは、国からの空床確保など新型コロナウイルス感染症対策補助金が要因であり、経済的にも経営的にも厳しい状況であることは何ら変わっていないという意見や、今後において、医師確保等についての要望も出されました。

今後の持続可能な病院経営につきましては、いまだコロナ禍の収束の兆しが見えない現状を決して安易に捉えることなく、強い危機感を持って病院経営及び医師確保等に努め、24時間365日市民の安全安心を確保するためにも、救急業務をはじめ、市民から信頼される病院経営をしていただくよう委員会として切にお願いするものであります。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許可いたします。

最初に、9番中里沙也加議員。

〔9番（中里沙也加議員）登壇〕

9番（中里沙也加議員） 私は、議案第12号、令和4年度一般会計予算につきまして、反対の立場から討論に参加いたします。よろしくお願い申し上げます。

初めに、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費、第18節負担金、補助及び交付金、おわせSEAモデル協議会負担金に関して申し述べます。

今回、600万円の負担金が当初予算に計上されました。300万円は、三重県負担で、尾鷲市の負担は実質100万円とされておりますが、国や県からの負担金と言えど、尾鷲市内外、市民や住民の皆様のお金が使われます。

私は、以前から申し上げているように、繰り返しとなりますが、津波浸水域において新規の公共施設を建設することは断じて反対です。内閣府が出している地震、津波被害の想定を根源に、常に最悪のケースを考えるべきであり、つい最近でも震度6の大きい地震の被害があったことで、津波の心配も身近に感じ、非常に怖いものでした。いろんな場所で、大なり小なり被害があり、徐々にですが、確実に大地震と津波被害の足音が聞こえてきております。防災機能を発揮するはずの築山に対しても、2次避難を含め、子供を高台へ安全に避難させる納得がいく具体的な説明がなされておられません。東日本大震災などを目の当たりにした私たちにとっては、津波被害は、対岸の火事ではなく、常に隣にある危機であります。そのような場所において、おわせSEAモデルの核となる都市公園をはじめとする集客、交流の場など人を集める事業には賛同できません。

都市計画審議会をはじめ、都市公園などSEAモデルを形成する議論も重ねましたが、広く住民の皆様が納得のいく説明がなされませんでした。私の一般質問でも問いましたが、公共施設なので収益性は考えていないとのことですが、そのことを広く市民に伝えていただき、市民の皆様の意見を聞いていただけないのは納得できない内容だと感じます。

尾鷲市と商工会議所と中部電力の協議会として、三重県等を含めた重要な提携があることを非常に重んじておりますが、その前に、一人一人の市民の意見を土台に置くべきであり、協議会に対して、市民は結果報告を受けるのみで、策定過程ではほとんど関与できず、納得がいかない方が非常に多いということを受け止めていただきたいと思います。

市などの公共機関がこういった現状を鑑みず、津波浸水域において多額の税金を使って、積極的に事業を進めることは理解できません。子育て世代としては、子供たちと遊べる公園を建設していただけることは大変喜ばしいことですが、尾鷲市には、都市公園を新設する以前に既存の公園が多数存在しております。例えば、私は、矢の浜公園や中村山公園をよく利用しますが、他の市町の公園のように手入れの行き届いた公園とは言い難く、もう少し工夫をし、管理することに力を入れていただけないものかなといつも感じております。都市公園を新規に建設する前に、既存の公園を充実していただきたいと強く望みます。1例として、大曾根の椿公園などもやり方次第では魅力あるコンテンツだと感じております。きちんと活用されていない場所や、現状、現在の状況を非常にもったいないと感じざるを得ません。新しいものを建設することも重要だと思われませんが、それ以上に、既存の公園の施設など有効活用することは、もっと肝要なことだと言うほかありません。さきにも述べましたが、3月7日、私の一般質問において、市長は、都市公園における野球場に関して、収益性を考えていないと発言されました。幾ら真水の部分が3億円程度であれ、市民の大切な税金を投じた事業であります。一定の公共性は必要だと感じますが、ある程度の収益性を見込んで事業投資していくことは当然だと考えます。公共施設であれ、ある程度の事業利益を見込める事業でなければ、民間事業における株主とも言える存在である市民の皆様の理解を得られないのではないかと感じます。上場会社の役員をされておられた経営のプロでいらっしゃる市長が、収益性を無視して事業に走るなどとは信じられません。

続いて、第9款教育費、第6項保健体育費、第3目体育文化会館管理費、第12節委託料、尾鷲市体育文化会館の耐震診断695万円に関してですが、先日の行政常任委員会で、中村議員が発言されておられたように、体育文化会館の耐震診断をするか否かの前に、これからの津波被害が想定される尾鷲市のまちづくりを根本から見直し、新たな尾鷲市のまちづくりを思考すべきであります。津波災害が予想される中、尾鷲市のまちづくりを考える際、果たして、現在地に体育

文化会館があるのが適正と言えるのか。尾鷲市が所有している小原野地区の利用や旧尾鷲工業高校体育館など、大所高所から尾鷲市を見たとき、現在地の利用が本当に正しいのか。災害を想定した場合、もっとふさわしい場所があるのかどうか。昨日の行政常任委員会での議論もまさしく立地適正化計画として議論をしていくべきであり、立地適正、尾鷲市も本格的に検討するべきで、そちらを先に始めるべきことだと考えます。立地適性を考慮した上で、今の尾鷲市体育文化会館の場所が適当だと判断されれば、耐震診断を行うべきだと考えます。

最後に、私は、尾鷲市において、子育て支援を政策の最優先すべき内容だと強く認識しております。確かに、尾鷲市に居住する若い世代は少ないかもしれませんが。しかし、尾鷲市に居住する若い世代を、子育て世代を手厚く支援することによって、まち全体が元気になっていくと確信してやみません。おわせSEAモデル事業や尾鷲市体育文化会館も重要な事業かもしれませんが。しかし、ハードからソフトへ、公共事業ばかりではなく、子育て支援をもっと充実させてもらいたいと切望いたします。

私が敬愛する兵庫県明石市の泉市長は、決して豊かではない就任当時の明石市財政でございましたが、政策のプライオリティーを決め、公共事業などより子育て支援事業に税金を投入してまいりました。その結果、特別な産業誘致などもなく、明石市は、定住人口が増加し、財政も豊かになっております。言うなれば、子育て世代に優先的に資金を投入し、住みやすいまちづくりを行った結果、人口も増え、税収も増加したのです。

尾鷲市と明石市を単純に比較はできませんが、もっと、もっと子育て世代に目を向けていただきたい。私は、子育て世代代表としてそう願ってやみません。

以上、議員の皆様からの御賛同を心からお願い申し上げます、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 次に、7番、内山左和子議員。

〔7番（内山左和子議員）登壇〕

7番（内山左和子議員） 私は、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算につきまして、反対の立場から討論に参加いたします。よろしくお願い申し上げます。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費、第18節負担金、補助及び交付金、おわせSEAモデル協議会負担金600万円について意見を申し上げます。

私は、当選して以来、首尾一貫して、津波浸水域における公共施設建設に反対

してまいりました。先般可決された総合計画についても、同様の事由で反対いたしました。また、去る2月28日に開催された私が委員を務める都市計画審議会における都市公園の追加に関しましても反対いたしました。

今年度に入っても、日向灘沖地震、トンガ噴火、福島県沖地震など災害の足音がひしと迫っています。市民の皆様の中には、地震が来たら、津波の危険性は尾鷲のどこにいても一緒という意見もありました。しかし、わざわざ市が津波浸水域に集客施設を造る必要はないでしょう。東日本大震災から私たちは何を学ばなければいけないのか、しっかり考えるべきです。

尾鷲市には、代替地の可能性がゼロではありません。小原野再開発など、津波被害の可能性がない場所があるにもかかわらず、津波浸水域における事業化に固執することが、本当の意味で尾鷲市住民のためになるのでしょうか。今回の都市公園を含めたおわせSEAモデルに関しても、当初の計画とは大きく異なった状況となっています。

中村議員の一般質問にもございましたが、令和元年11月21日の行政常任委員会において、ごみ焼却炉を中部電力跡地に建設しない場合、中部電力跡地を使ったSEAモデル計画は水泡に帰す、そこまで言い切れると明言されております。すなわち、ごみ焼却炉を尾鷲市野球場に建設しようと市長が考えた時点で、おわせSEAモデルは水泡に帰していると言っても過言ではありません。なぜなら、市長自身がそうお認めになっていらっしゃると思います。また、商工会議所の提言においても、おわせSEAモデルについて、成果が出ないと記されておりました。おわせSEAモデル事業が、海洋深層水事業のように負のレガシーとなり、市民の皆様の税金を無駄にすることはあってはなりません。おわせSEAモデルに関しては、ゼロベースに戻って検討すべきだと思慮いたします。

続いて、第9款教育費、第6項保健体育費、第3目体育文化会館管理費、第12節委託料695万円につきまして、尾鷲市立体育文化会館についてであります。

尾鷲市には、公共施設個別計画があり、その中で、公共施設の耐震化などの計画を立て、実行に移されていますが、私は、公共施設の在り方をもう一度きちんと全体として考えるべきではないでしょうか。尾鷲市全体を俯瞰した中で、津波被害など災害を勘案し、どの場所に、どの施設が必要なのかを改めて見直すべきでしょう。すなわち、早く、立地適正化計画を策定し、本来の意味で、尾鷲市の公共施設の在り方を検討し、本当に必要な施設と早く耐震化を実行すべき事業をしっかりと見定めるべきです。尾鷲市の財政、これからの人口を鑑みると、今、存

在する全ての施設を管理していくのが非常に大変なのは明らかです。その中で優先順位をつけ、場所も含めて、尾鷲市に何の施設が必要なのかを尾鷲市全体で捉えることが重要だと考えます。今までのように、耐震診断を行い、可能であれば、有無を言わずその場所に耐震化を進めていく、この姿勢ではいけないと感じています。トータルで考えたまちづくりの中で、新たな尾鷲のまちづくりの姿を検討し、体育文化会館をどうしていくか、話し合うことが優先されるべきです。

最後に、第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費、第18節負担金、補助及び交付金、保育所等におけるICT化推進事業補助金427万2,000円についても意見を申し述べます。

今回、委員会のやり取りの中で、一、二点感じたことがありました。今回、保育園、認定こども園などにタブレットを供与するとのことですが、現在、小学3年生からタブレットが供与され、ICT教育がなされているということですが、1年生にはタブレットは供与されていない現状であります。まずは、1、2年生にタブレットが供与され、ICT教育がなされるのが先なのではないでしょうか。また、幼児教育におけるICT化に対し、タブレットの使用に関心があり、実践の交流をする中で勉強をしていきたいと、教育委員会の返答でしたが、教育委員会は、幼保連携型認定こども園において、幼児教育の向上、つまり質において責任を持って関与することと、子ども・子育て支援制度で義務づけられています。関心ではなく、なぜ幼児教育に必要なのか話し合った上で、福祉課、つまり、子ども・子育て会議でも話し合い、予算を計上すべきです。

以上3点の理由で、今回の予算案に反対させていただきます。

議員の皆様のご賛同を切にお願い申し上げます、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 次に、8番、中村レイ議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕

8番（中村レイ議員） それでは、議案第12号「令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、反対の立場で討論させていただきます。

第2款総務費、第1項総務管理費、5目企画費、18節負担金、補助及び交付金、おわせSEAモデル協議会負担金600万円の予算について、意見を述べさせていただきます。

皆様御存じのとおり、SEAモデルとは、サービス、エネルギー、アグリ先進モデル事業という意味で提案されております。そして、平成30年10月に協

議会が発足し、平成31年3月22日におわせSEAモデル協議会が出したランドデザインによる事業開始目安では、2022年、すなわち今年、施設全体の調和を図り安全安心に既存の野球場、つまり、今、既に中電跡地にある既設の野球場、テニスコートなどの運動施設を継続的に開放すること。キッズパークや散歩コースなど、子供からお年寄りまでくつろげる市民の憩いの場の創出を目指し、検討すると書かれております。今年、2022年には、釣り桟橋の開業も目指すと書かれており、陸上養殖、植物工場、飲食・商業施設も、2023年の事業開始を目指すとされてきました。翌年、令和元年11月21日の行政常任委員会において、市長は、定期点検用地を使って、7メートルかさ上げの予定であったが、附帯工事、造成費15億4,000万は高いから燃料基地へ移る、用地費については協議中と説明され、奥田議員から、燃料基地も無理ではないのですか、いっそのこと市営野球場へ持っていけばいいのではという問いに対し、市長は、エネルギーを核とした産業を振興させるということで、アクア・アグリと言っている。市営野球場は、初めから考えていない。SEAモデルが水泡に帰すと断言されております。

この市長の発言からも分かるように、SEAモデルは、バイオマス複合型焼却炉の廃熱、発電計画が消えた時点で、既に水泡に帰しているのです。

市営野球場は、初めから考えていない。SEAモデルが水泡に帰すと言った、その舌の根も乾かぬ5か月後の令和2年4月10日に、4市町から中部電力跡地はいずれも津波対策がクリアできないとして、市営野球場を広域ごみ処理施設の候補地にと要望されております。SEAモデル協議会においても、5月12日と21日、関係課長会議、14日と25日、事務局会議、28日には3者トップ会談と続き、その他、多くの関係各所との打合せが8月まで行われています。一貫性のない場所選定と水泡に帰したSEAモデルに執行部が振り回される様子が、SEAモデル協議会月報第2号から掲載が続いております。

令和2年11月23日に、おわせSEAモデル構想推進事業、企業版ふるさと納税によりホームページが更新されました。この時点で、初めて新設の野球場が登場します。

先日の予算説明では、政策調整課からSEAモデル協議会での中身が変わっても何ら問題はないと言われましたが、本質そのものを全く違うものにすり替える。当初の企画においては、テニスコートも野球場も、既設、今あるものを利用すると書かれていたにもかかわらず、いつの間にか、真逆の新設するにすり替え、廃

熱、発電もなくなり、釣り桟橋も消え、飲食、商業施設すら見えず、昨年4月からは、スポーツ振興ゾーンがメインとなる基本方針変更を中身の変更と言い換え、このような高度なテクニックで全てを覆い隠すSEAモデル協議会は、PDCAについても全く行われているようには見えません。このような協議会は、予算の計上以前に、組織の在り方について、もう一度抜本的に考え直すべきではないのでしょうか。一度決まったことはやめられない。これこそが、PDCAが行われていない証拠です。EBPM、すなわち政策根拠を明確化した上で、合理的根拠に基づくものとする仲議員もおっしゃられていましたが、SEAモデルについては、政策根拠が不明確で合理的根拠もないと思われます。よって、この予算に賛成はできません。

次に、第9款教育費、第6項保健体育費、3目体育文化会館管理費、12節委託料、尾鷲市立体育文化会館耐震診断委託費695万につきましても、意見を述べさせていただきます。

市庁舎の耐震で分かったように、多額の費用をかけて耐震化しても、上下排水及び雨水管などは耐震化の予算に入っていません。外壁はみすぼらしいままで、この議会室の天井も耐震補強は必要ないと診断されています。この件に関しては、もし、今、天井が落ちて私たち議員が被害を受けるだけなので、市民感覚としては何ら問題ないと思われませんが、しかし、体育文化会館に関しては、約700万円もかけて耐震診断が必要なのか、もう一度考える必要があります。

体育文化会館は、当時の基準で建てられ、バリアフリー化やSDGs対応のトイレなど課題が山積しております。さきの小学校の給食センター改築設計の説明においても、設計士は、新築のほうが工事費は安いと言われておりました。一般的に見て、耐震診断が必要なほど古く、なおかつ大きな建物の耐震と改築改修費用は、費用がかかる割に図面上の制約もあり、使い勝手が悪くなる傾向があります。

毎年、尾鷲で生まれる子供たちは減り続けています。令和元年は74名、令和2年は63名、令和3年の12月までで62名、4月までにあと何人生まれるのでしょうか。急激に子供が減り始めているときに、使い勝手の悪い建物を耐震するのか。賛成議員は、耐震診断後に、耐震するか、除去するか決めるべきと言いますが、耐震診断で耐震可能という判断が出て、除去するという判断はあり得ません。耐震診断で、建物を残すか、除去するか決めること自体が間違っています。その決め方は、まちづくりではなく、箱物行政の思考です。箱物の返済は20年

かかります。それゆえ、市長が考える5年という短期ではなく、30年先を見据えたまちづくりが必要となるのです。返済は、借入れの3年後から本格に始まりますので、今年成人式を迎えた若者が40歳を過ぎる頃まで返済は続きます。私たちは、この若者たちのために、使い勝手の悪い箱物と多額の借金を残すべきではありません。若者が本当に必要とする使い勝手のいいものとは何か。例えば、尾鷲青年子どもまちづくり会議などを開催し、そこで、皆の意見を聞き、そのような基本に戻り考える場所と時間が必要なのだと思います、この予算に反対します。

最後に、第3款民生費、第2項児童福祉費、2目児童措置費、18節負担金、補助及び交付金、保育所などにおけるICT化推進事業補助金427万2,000円の予算について、意見を述べさせていただきます。

執行部は、認定こども園の開設に当たり、子ども・子育て会議で、その量と質を決める必要があるにもかかわらず、教育委員会で、その量を決めました。量とはすなわち、保護者が求める3歳児を幼稚園に受け入れる作業を進めるということです。しかし、いまだに子ども・子育て支援法が理解できていないようで、質について、教育委員会がその責を負うはずですが、今回の保育所などにタブレットを入れることに関して、福祉課と教育委員会の連絡が取れていませんでした。

小学校では、3年生からタブレットが支給されているそうですが、2年生、1年生には支給されていないそうです。なぜ、保育所などにタブレットを配る前に、教育委員会は、小学校2年生からタブレットを配ることをしないのでしょうか。この量と質という大事な問題を教育委員会と福祉課が調整できていないという事実が、認定こども園の運営を指導するとき致命傷になるのではないかと危惧されます。もう一度、教育委員会と福祉課は、子ども・子育て会議を開いて、保育所などにおけるICT化推進についてという質に関する協議をしていただきたいと思います。そのための子ども・子育て会議であって、お飾りに子ども・子育て会議があるわけではないことを理解していただきたいと思います。

以上の理由により、予算に反対します。

どうか皆様の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はございませんか。

10番、仲明議員。

〔10番（仲明議員）登壇〕

10番（仲明議員） 議案第12号「令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について

て」、私は、賛成の立場から討論をいたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、18節負担金、補助及び交付金のうち、企画振興事業の歳出、おわせSEAモデル協議会負担金600万円につきましては、おわせSEAモデル協議会は、平成30年5月25日に、尾鷲市と中部電力株式会社との間で締結をされました協定書第3条に基づき設立された協議会であります。

協定書には、尾鷲三田火力発電所用地の有効活用について、相互に協力し、共存共栄の理念に基づき地域の活性化に努めることと協定されており、エネルギーや産業、商工業の振興など協力事項が定められ、第3条には、この協力事項について、円滑、効果的に推進するため協議会を設立するとされております。

おわせSEAモデル協議会規約には、発電所用地活用計画の検討、施策の決定、企業誘致などの活動が規定され、尾鷲市、中部電力株式会社、尾鷲商工会議所が会員で組織をされ、三重県と三重大学がオブザーバーとされております。

本協議会は、三重県からも南部地域活性化事業補助金の支援をいただき、本市の経済の活性化と地域産業の振興、雇用促進などに寄与するものであり、尾鷲市再生への第一歩であり、活動が進行し、市内経済への波及効果が高まることを期待するものであります。このような経過の中、本市の再生プロジェクトの協議会の負担金は、当然、認められる予算計上であります。本市の経済活性化への芽を摘むような判断を決して行ってはなりません。芽を育て、幹の成長とともに枝葉を繁茂させることこそが、私たちの責務ではないでしょうか。

次に、歳出、9款教育費、6項保健体育費、3目体育文化会館管理費、12節委託料の耐震診断業務委託料624万円ほかにつきましては、尾鷲市公共施設個別計画に基づいた耐震診断の予算計上であり、既に個別計画は議会に示された計画であります。

尾鷲市体育文化会館の個別計画では、市民の体育及びレクリエーションの振興、健康で文化的な市民生活の向上に寄与する重要な拠点施設であり、他に代替となる施設がないことから、今後、建て替えまたは耐震に向けた検討を行いますと方向性、対策が示され、スケジュールは、令和4年に耐震診断を行い、その後、診断結果に基づき対策を検討すると明記されております。個別計画に基づく耐震診断の予算計上には、何ら反対する理由がありません。

また、さらに保育所等におけるICT化推進事業補助金427万2,000円は、国の補助メニューにある事業で、子育て支援に関わる補助事業であります。

反対討論は論外であり、討論に値をいたしません。

よって、議案第12号「令和4年尾鷲市一般会計予算の議決について」につきまして、賛成するものであります。

議員皆様の御賛同をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

(発言する者あり)

議長（三鬼和昭議員） お静かに。

他にございませんか。

2番、小川公明議員。

[2番（小川公明議員）登壇]

2番（小川公明議員） 議案第12号「令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、先ほど反対討論のありました2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、18節負担金、補助及び交付金、おわせSEAモデル協議会負担金600万円。また、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、18節負担金、補助及び交付金、保育所等におけるICT化推進事業補助金427万2,000円及び9款教育費、6項保健体育費、3目体育文化会館管理費、12節委託料、耐震診断業務委託料624万円、耐震診断支援業務委託料71万円について、賛成の立場から討論いたします。

おわせSEAモデル協議会は、平成30年の中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止に伴い、新たな地域活性化を図るため、再生可能エネルギーの活用による産業、雇用の創出と、集客、交流人口の拡大を目指し、尾鷲市、尾鷲商工会議所及び中部電力で組織をし、三重県及び三重大学にオブザーバーとして参画をいただいております。その活動のため、おわせSEAモデル協議会負担金は、令和2年度から県による南部地域活性化の重要なプロジェクトとして支援を受け、三重県南部地域活性化事業補助金として事業費の2分の1の補助を受け、残りの事業費を尾鷲商工会議所、中部電力及び本市で負担し、企業誘致活動や事業の可能性調査など中部電力跡地を活用した地域活性化に向けて取り組むため、本市にとって必要な負担金であるものと理解しております。

次に、保育所等におけるICT化推進事業補助金ですが、保育園、認定こども園の保育士は日々様々な業務を抱え、さらにはコロナ禍も相まって、全国的に保育士の確保が困難になってきており、本市も同様であります。このことから、国においては、保育士の処遇改善を図る観点から、収入の引上げに加え、事務の軽減を図る目的で、保育所等におけるICT化を積極的に推進しております。繰り

返しますが、保育士の処遇改善は、国の推進する事業でございます。ICT化を図ることで、これまで手作業で行っていた記録業務、システムで管理され、業務負担の軽減となり、また、園児に関わる時間も増え、保育の質の向上にもつながることから、本市においても推進することは当然であります。

続いて、耐震診断業務委託料及び耐震診断支援業務委託料についてであります。

執行部から説明を受けたとおり、体育文化会館は昭和42年に建設され、市民のスポーツ推進と健康、体力の向上を目的に利用されており、午前中などは、比較的高齢の方を中心に、夜間については、仕事終わりの若い方などに利用されております。

また、他の体育施設は全て学校施設であることから、土日、平日の夜間に学校教育の支障のない範囲でのみ利用可となっております。身近にスポーツを楽しむことができ、競技水準や体力の向上、健康増進などにもつながるスポーツ施設の役割は重要であり、市民が安心して楽しむことができ、健康を維持していけるような環境づくりは、尾鷲市の市の責務であります。現状の体育館は老朽化が進んでおり、市民が安心して利用するためにも、耐震診断などの実施は急務であります。

以上の理由から、いずれの予算も当初予算として必要と判断いたしますので、議員の皆様のご賛同いただきますようお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第3、議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第7号「尾鷲市保育所条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第8号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

举手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第9号「尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長(三鬼和昭議員) 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第10号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

(举手多数)

議長(三鬼和昭議員) 举手多数。

举手多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第11号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長(三鬼和昭議員) 举手全員。

举手全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第12号「令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(三鬼和昭議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第13号「令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第14号「令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第15号「令和4年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第16号「令和4年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第17号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第16号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第18号「令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第19号「令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第20号「令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第21号「令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第22号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第23号「尾鷲市道路線の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第29号「令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第17号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼和昭議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、報告第3号「専決処分事項について(和解及び損害賠償の額の決定)」及び日程第26、報告第4号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長(加藤千速君)登壇〕

市長(加藤千速君) それでは、今回、追加議案として提案しております報告案件2件につきまして、説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

報告第3号「専決処分事項について(和解及び損害賠償の額の決定)」につきましては、和解及び損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

4ページを御覧ください。

事故の概要といたしましては、昨年10月3日午前11時30分頃、尾鷲市清掃工場敷地内において、市職員がフォークリフトを運転中に、市内個人の相手方と接触し負傷を与えたことによる損害賠償の額が決定したものであります。

5ページを御覧ください。

報告第4号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

7ページを御覧ください。

損害賠償の額の決定の概要といたしましては、報告第3号と同じ案件であります。昨年10月3日午前11時30分頃、尾鷲市清掃工場敷地内にて発生した市職員が運転するフォークリフトによる人身事故において、第三者行為による負傷に伴い、三重県後期高齢者医療広域連合が治療費の損害賠償請求権を代位取得し、本年3月10日に損害賠償の額が決定したものであります。

以上をもちまして、報告案件2件の説明とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告第3号及び報告第4号に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますのでこれをもって終結いたします。

次に、日程第27、発議第2号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

（事務局長 朗読）

議長（三鬼和昭議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

4番、西川守哉議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 発議第2号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例につきましては、尾鷲市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額、並びにその支給方法について定めた条例でございます。

本発議は、議長、副議長、議員のボーナスに当たる期末手当について、尾鷲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の2の規定に関わらず、令和4年6月の期末手当から令和7年6月の期末手当まで支給しないように改正するものであります。

私たち議員は、年4回の定例会と必要に応じて、臨時会、常任委員会等を開催して議員活動を行っています。そこには、議員報酬として毎月と年2回の期末手当が支給されています。

さて、本題に入りますが、多くの市民は、納税義務者として税金を納めています。また、病院や水道については、利用者として利用料金を納めています。このように、納税や利用料金を納めることを市民の義務として、日々、日々生活しています。ということは、市民は、生活環境や形態が変わっても、法律の下に全ての市民が公平に行政サービスを受けられることとなりますね。ところが、尾鷲市の一部、例えば、例えば向井地区で上水道の供給も受けられない方たちがいます。このような不平等な状態が続いていることを皆さん御存じですか。

一方で、市は、お金がないと言いながら高額な事業を進めようとしています。またコロナ禍が収束しない、長期化しており、各職種、各事業所の閉塞感もひしひしと感じます。このような状況で、市議会として、また市議会議員として、苦しい中でも納税されている市民などに微力でも力になれるよう、今回、私どもの議員任期に関わる期末手当について支給しないよう提案を致すところであります。

つきましては、当該減額分を基金として、一部の上水道供給を受けられていない給水区域外の方々、また子供や高齢者など公共の福祉のために支援を行い、市民が身近に感じる、さらに見える行政を行うべき市民サービスの一部として活用していただければと考えております。

せんだっての行政常任委員会において、市民サービス課の予算に対し、防犯灯の問題に、ある議員も市民サービス課について、予算に苦言されておりましたね。市長は財源は大丈夫と言って、高額な事業を行おうとしています。防犯灯の一つもつけられない、それが尾鷲の現実です。そのための基金を議員自ら行うという提案であります。私も防犯灯については、同意見ですので、特に、苦言を申し述べていた議員におかれましては、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

発議 2 号に異議なし。

発議第 2 号の提案理由とさせていただきます。反対理由として述べられる方は、市民目線に立っていない議員と思います。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許可いたします。

最初に、9 番、中里沙也加議員。

〔9 番（中里沙也加議員）登壇〕

9 番（中里沙也加議員） 中里沙也加です。

私は、発議第 2 号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」につきまして、賛成の立場から討論に参加いたします。よろしくお願い申し上げます。

まず、私は、昨年行われた尾鷲市議会議員選挙において、尾鷲市議会議員の報酬削減を訴えて選挙戦に挑みました。私自身、自ら掲げた政策目標をこの 4 年間を通じて実現させていただくことを目指すことが、議員としての役割であり、市民の皆さんに対する責任であると強く認識しております。そして、今回、志を同じくする 4 名と共同で議案を提出させていただくことになりました。

先ほど述べたように、現在の尾鷲市は、人口減少、コロナ禍など市を取り巻く財政状況は極めて厳しく、加えて 5 市町によるごみ焼却炉建設、都市公園建設など大型事業が続いてまいります。その中で、尾鷲市は厳しい財政運営を強いられることは明らかだと思います。このことから、より効率的な市政運営が求められており、尾鷲市議会議員も身を切る改革が求められるのは必然とも言えます。

市長をはじめとする特別職の皆様も、現在、報酬削減という身を切る改革の真ただ中にいらっしゃいます。我々尾鷲市議会議員も、市長をはじめとする特別職の皆様と同じく報酬を削減することは極めて自然な判断だと思われま

す。確かに、額面の数字だけ見れば、尾鷲財政全体に与えるインパクトは少ないかもしれませんが、尾鷲市議会議員が自ら身を切り、明確に意思を示すことが重要

であると確信しております。

次に、尾鷲市の人口規模と紀北町の人口規模は同程度であるのにもかかわらず、紀北町議会議員の報酬は20万3,000円であります。紀北町議会議員の定数など異なる点はあるといえども、現在の尾鷲市議会議員報酬は32万1,000円であり明らかな差がございます。市民目線の観点から見ると、尾鷲市議会議員と紀北町議会議員との間にどうして約12万円もの議員報酬の差が生じるのか、疑念が拭えません。紀北町より厳しいと推測される尾鷲市の財政も考慮し、尾鷲市議会議員報酬も紀北町議会議員報酬に少しでも近づけるべきではないのかと考えます。将来、若い世代が尾鷲市議会議員を志すとき、十分な議員報酬が保障されなければ立候補しないのではないのか、議員報酬の低さが立候補の壁となるとの意見もございましょう。ですが、今回の尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の変更につきましては、今期限りと明記させていただいております。つまり、私も含めた現尾鷲市議会議員の任期と記しております。議員報酬の低さが原因で立候補をためらう方がいても、来期の議員構成によって、議員報酬を元に戻すことも可能でしょうし、あるいは市議会議員報酬の引上げを公約に尾鷲市議会議員に立候補されてもよいでしょう。議員報酬が、次期尾鷲市議会議員選挙の重要な争点となり、市民の方々が、市議会議員を選択する際の重要なポイントにもなり、年々投票率が下がっている尾鷲市議会議員選挙において、住民の皆様様の政治参加を促す重要な要素になり得るものだと思います。いずれにしても、あくまでも、今期限りの条例でございますので、永久に続くものではないと述べさせていただきます。

今後、少子高齢化により、尾鷲市の税収はますます減少していくと思われれます。国民健康保険の値上げ、水道料金の値上げなどの可能性もゼロではありません。加えて、スタグフレーションの状況下において、食料品を含めた生活物資の値上げなど、私たちを待ち受ける経済状況は非常に厳しいものになると言わざるを得ません。その中で、尾鷲市議会議員が、少しでも身を切る姿勢を示し、たとえ少額であっても、市民生活にプラスになる政策につながればと考えております。

神学者マルティン・ルターの名言であるあしたの世界が減びるとしても、今日、あなたはリンゴの木を植えるという言葉があります。言わば現代社会に対する警句とも言えますが、私は、最近この言葉を知り大変感銘を受けました。尾鷲市の財政全体に対しては、非常に微々たるものかもしれませんが、あしたの尾鷲のためになること、市民の皆様のためになること、少しでも行ってまいりたいという

ことで、本来の言葉の意味とは少し離れるかもしれませんが、根底にある未来のために今できることを全力で行う精神は同じだと思っております。

そして、議員報酬を減らすことよりも、質の向上を追求するべきとの意見もございますが、報酬を減らしたからといって、もちろん質の向上に努められないわけではございません。今回は、毎月の報酬部分ではなく、期末手当、言わばボーナスを減らすというものであって、ボーナスは、本来なら財政に十分余裕がある場合にプラスアルファとして支払われるべきものであって、これから、尾鷲市にはたくさんの予算が必要な大型事業が待ち受けており、さらには人口減少による税収も減っていってしまうと予測される尾鷲市にとって、現状、ボーナスという報酬はなくて当然だと考えます。

昨年、尾鷲市議会議員定数を13名から10名へと減らし、尾鷲市議会議員は率先して身を切る改革を行ってはおりますが、私たち議員の最高規範である尾鷲市議会議員基本条例の議員報酬についての項目にもあるように、市政の現状及び課題並びに。

議長（三鬼和昭議員） 正午の時報のため中断いたします。少々お待ちください。

〔休憩 午前11時59分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（三鬼和昭議員） 正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。

9番（中里沙也加議員） 尾鷲市議会議員基本条例の議員報酬についての項目にもあるように、市政の現状及び課題、並びに将来予測及び展望を十分に考慮するようにと明記されており、現状では非常に財政難であり、コロナ禍により経済状況も悪化している状況下では、さらに身を切る改革を行うことで、尾鷲市の負担を減らし、議会全体で、全国に改革先進市議会、尾鷲の名を発信していこうではありませんか。

議員の皆様のご賛同を切に願い、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） すみません。携帯の音が漏れていますので、そう、すみません。

次に、7番、内山左和子議員。

〔7番（内山左和子議員）登壇〕

7番（内山左和子議員） 内山左和子です。

私は、尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の変更につきま

して、賛成の立場から討論に参加いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

最初に、2020年以降、新型コロナウイルス感染症拡大など、未曾有の事態が発生し、各所に様々な影響を与えております。特に、地域経済に与える影響は大きく、飲食業のみならず、あらゆる業種の皆様が、この新型コロナウイルスに翻弄されております。中には、先の見えないこのコロナウイルスとの闘いの中で、職をなくされた方、事業規模が縮小された会社など今回の新型コロナウイルスにより、疲労こんぱい、満身創痍になっていると言っても過言ではありません。新型コロナウイルス感染拡大により、地域経済がシュリンクしている現状において、尾鷲市自身も人口減少による税収減、総合病院の慢性的な赤字、小・中学校ほか数々の公共施設建設への投資、海洋深層水事業の不振などコロナウイルス感染拡大以外の事由により厳しい財政状況に陥っています。したがって、熊野市や紀北町と比較して、思い切ったコロナウイルス対策の生活支援策を打ち出すことができません。

よく市民の方に問われます。何で尾鷲市は紀北町や熊野市みたく商品券をもっと発行したり、水道の基本料金を免除したりできんのか、尾鷲市はよく金ない、金ないといって、市民の生活に直結する施策はやらんで、野球場みたいな何十億かかる工事はやるんや。尾鷲市の財政状況を説明し、市民の方に納得していただけるよう努めますが、なかなか理解していただくのは難しいのが現状です。よって、我々4人は、自らの議員報酬を削減することで、少しでも市民生活に貢献しようと考えました。議員報酬の削減など、尾鷲市財政にとってほんの僅かかもしれませんが、しかし、私たち市議会議員が自らの議員報酬を削減する、まさしく身を切ることで、微力ながら、尾鷲市財政において、尾鷲市市民の皆様に役立つよう、税金の使い方、政策を行っていただきたいと考えます。

私も1年前までは、平凡な一市民でございました。改めて、市民目線で見ると、まだまだ尾鷲市は他市町と比較し、市民生活につながる生活支援、インフラ整備が行われていないと実感しています。並びに、市内の事業者を俯瞰いたしますと、懸命になって、経営者、従業員の皆様が御尽力されています。その中で頑張っている賞与を出されている事業者様はあると思いますが、尾鷲市内で賞与を支給されている業者はどれほどあるのでしょうか。私の推測でございますが、東京や大阪や名古屋などの大都市の企業と比較すると少ないのではないかと思います。その中で、市民に寄り添い、市民とより近い存在であるべき市議会議員が、夏、冬と十分過ぎる賞与を頂いていることはいかかなものかと、身に詰まる思い

さえいたします。やはり、市議会議員ももっと市民目線に近づけるために、市民目線で政治を行うべく、痛みを伴う改革をすべきではないでしょうか。政治とは行動であり、実践です。昨年6月に尾鷲市議会議員にならせていただき、市民生活に少しでもよりよい方向に進めることができるように、自らが行動、実践していきたいと強く思っています。

今回の議員報酬減額を行うことは、真に政治の行動であり、実践そのものです。議員全員の実践により、この条例を実現させていこうではありませんか。

心より賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 次に、8番、中村レイ議員。

〔8番（中村レイ議員）登壇〕

8番（中村レイ議員） 発議第2号、尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び尾鷲市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

私は、昨年6月の市議選立候補に際し、65歳以上の議員報酬の日当制を訴えてきました。しかし、議員報酬は給与ではなく、報酬であるため、条例の大幅な改正が必要となるようです。そこで、条例の一部改正で実施される西川議員の提案について考えてみました。議員報酬の、いわゆる期末手当分だけでもカットすると、1年で1,264万8,000円となり、3年間では3,794万4,000円となります。

市長は、広報おわせの本年度1月号で、令和3年度から令和7年度の5年間で、18億円余りの収支不足を予測し、その補填として基金を取り崩すというとても厳しい財政状況にある。この財政状況の説明の最後には、市民の皆様が、市の財政に少しでも関心を持っていただければ幸いですと書かれておりますが、この内容は、どういう意図を持って、わざわざ市民に心配させるような記事が書かれたのでしょうか。この厳しい財政状況になった責任は、市民ではありません。この厳しい財政状況になった責任は、執行部とこの市議会にあります。そして、この厳しい財政状況をより一層困難にする大型の箱物の予算を次々と出そうとしております。

尾鷲市は、市とは言いますが、隣の紀北町に比べ、人口規模においても、財政状況では劣っています。そのような状況の中にいるということを、私たちは真剣に考える必要があるのではないのでしょうか。町であるから、市であるから、議員

報酬が決められるのではないと思います。財政状況で決められるべきではないでしょうか。私たちの議員報酬の期末手当分、その削減分は、一般予算に比べれば微々たるものです。浸水域、矢浜やその他の浸水域に、尾鷲はいまだに避難タワーがありません。しかし、尾鷲の浸水高さの最大予測では、8階建てぐらいの避難タワーが必要となりますが、それを建てることは、私たちの期末分の削減をそれこそ何期もしても1棟建つかどうか分かりません。しかし、少しの予算があれば、街灯やそして上水道給水区域外の解消及び子育て支援に少しでも回していくことができます。

私たち議会における市議会議員は、この厳しい財政状況を許した者として、取るべき責任の小さな一歩ではないでしょうか。そして、この発議については、予算の変更が伴うにもかかわらず、なぜ常任委員会での議員間討論がなされなかったのか。市民に分かりやすく開かれた議会運営に反しているのではないのでしょうか。

以上の理由から、私は、議員報酬条例の一部改正に賛成したいと思います。

どうか皆様の御賛同を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 先ほどの討論において、委員会運営には、討論に適していないので注意いたします。こういったことは、今後気をつけていただきたいと思えます。

以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

次に、日程第27、発議第2号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

議長（三鬼和昭議員） 挙手少数。

挙手少数であります。よって、発議第2号は否決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、今日1日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」をはじめとする議案27件と諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦について」の諮問2件、報告第3号「専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）」、及び報告第4号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」の報告2件について、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中にいただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、健康には、どうか御留意いただき、ますます御健勝と御活躍を祈念申し上げます、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 去る3月1日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでございました。これをもって令和4年第1回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 0時15分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署 名 議 員 小 川 公 明

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子